

◆《本会議録・平成23年第3回-20111207-027090-質問・答弁-青山圭一議員-一般質問①多摩川サイクリングコースについて②県営住宅について③県政運営の基本的な諸課題について④大都市制度について》

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○議長（持田文男） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

○青山圭一議員 川崎市多摩区選出の青山圭一でございます。民主党・かながわクラブの一員として、また二元代表制の一翼を担う神奈川県議会の一人として、通告した点について分割にて順次質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問の第1は、多摩川サイクリングコースについてであります。

多摩川サイクリングコースは、昭和45年に多摩川青少年サイクリングコースとして開設されております。川崎市の多摩川土手沿いに整備され、コース全長は約18キロメートル、多摩川大橋から稲田堤下までの区間を結んでいるものであります。設置当初は青少年を対象として、サイクリングを通じて自然と親しみながら体力の向上を図ることができる施設として設置されており、その後、時代とともに利用形態が多様化したことを背景として、平成6年度に青少年サイクリングコース—青少年施設としては廃止し、川崎市が活用を希望する場合には施設を移管する旨の県の方針を定めたとされております。

多摩川サイクリングコースは、現在においても年少者から高齢者まで幅広い年代にわたり親しまれている施設であります。サイクリングコース設置から既に約40年が経過をし、舗装や標識の老朽化が著しく、早期の改修等が求められております。また、川崎市からも改修等の要望もなされており、あわせて川崎市へのサイクリングコースの移管も求められているものと承知しております。

そこで、知事に伺います。

本県では、多摩川サイクリングコース整備に向けた取り組みとして、平成22年度予算において2,500万円が計上されております。平成24年4月に同コースを川崎市に移管するものと仄聞しておりますが、取組状況と今後の見通しについて伺います。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 青山議員のご質問にお答えします。

多摩川サイクリングコースの移管についてであります。

このコースは、青少年の体力向上などを目的として県で整備した施設でございますが、近年は年代を問わず地域の多くの皆様に利用されており、河川敷の公園や緑地へのアクセラートとして、また、サイクリングはもとより散歩やジョギングなど、さまざまな形で

親しまれております。

こうしたことから川崎市と協議を行い、継続して施設を利用、提供するとともに地域の生活道路機能を維持することで合意し、地元の市へ移管することとなりました。今後、市の要望を踏まえながら、地域の皆様が引き続き安全に利用できるよう移管までにフェンスの設置や補習工事などを実施することとしており、平成24年度当初には川崎市に移管を予定しているところでございます。

答弁は、以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 答弁をいただきました。

平成24年4月には、予定どおり川崎市にサイクリングコースを移管するということがあります。川崎市からは道路舗装等についてこれまで要望がなされており、きれいに舗装等がなされ、県から地元自治体に管理が移管されることは大変喜ばしいことであるというふうに思います。

事業費2,500万円について、十分か、こういう見方もあろうかと思えますけれども、県の厳しい財政状況を考えますと、ある程度、一定の評価をすることがあります。ぜひ着実な取り組みを、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の2点目は、県営住宅についてであります。

この問題につきましては、建設常任委員会、そして決算特別委員会におきましても取り上げさせていただきました。その議論を踏まえ、総括的な意味合いも込めまして質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、滞納状況等の認識と今後の対応についてであります。

県営住宅は、住宅にお困りの低所得者のために建てられた住宅であり、民間住宅とは異なり、入居について申し込み資格が定められております。また、県営住宅の家賃は入居世帯の収入額に住宅の立地条件、面積、築年数、整備などを加味し、毎年決められています。したがって、入居者は毎年、世帯の収入額を申告しており、この家賃制度によって、すべての入居者に公平に家賃を負担していただいているとされております。

県民に居住の安定を提供する点において、県営住宅は一定の役割を果たしているものと承知をしております。また、県営住宅の建築、運営に当たっては多額の税金が投入されており、住宅運営に際し公平・公正性がより求められていると考えます。

滞納状況について見てみます。平成23年5月末現在の家賃の滞納についてであります。1年未満が3,705世帯、約2億5,146万円余の滞納額がありました。1年以上3年未満が980世帯、約7億5,626万円余の滞納額であります。さらに3年以上については371

世帯、5億5,140万円余ということであり、合計すると5,056世帯、約15億5,912万円の滞納ということになっているところでもあります。

長期高額滞納者の中には、4年以上の期間で500万円以上の滞納をしている者もいるというふう聞いており、さらに不正入居、虚偽の所得の申告等によつての入居ということでもありますけれども、平成23年11月現在、高額所得世帯は42世帯、そして承継が承認されていない世帯が146世帯となっているわけでもあります。依然として入居者の家賃の滞納、多額の滞納をしたままの退居、不正入居の問題が生じており、このような状況を一刻も早く改善する必要があります。

そこで、知事に伺います。

県営住宅における滞納状況や不正入居の実態についてどのように受けとめ、今後どのように対応していくのか伺いたいと思います。

2点目といたしまして、生活保護制度における住宅扶助の代理納付についてであります。

生活保護法第37条の2の規定では、保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、被保護者が支払うべき家賃を、被保護者にかわり住居の提供に係る債権を有する者に支払うことができるとされております。つまり、天引きによる支払いということですが。

現在、県営住宅においては相模原市、横須賀市、小田原市、座間市及び県保健福祉事務所において生活保護制度における家賃の代理納付、住宅扶助の代理納付が実施をされています。一方、横浜市及び川崎市については、これまでは市の福祉システムが対応していないなどの理由から、代理納付制度ははまだ実施をされておられません。横浜市については、平成23年度中に導入、また、川崎市においては近い将来に導入というふうに仄聞しております。横浜市、川崎市は県営住宅に入居する生活保護世帯も多く、その滞納金額も多いことから、速やかに住宅扶助の代理納付を実施すべきであると考えます。

そこで、知事に伺います。

住宅扶助の代理納付の実施に向けて、横浜市及び川崎市とどのような調整を図っているのか伺います。

また、住宅扶助の代理納付がまだ行われていない市について、どのように考えているのか伺います。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 県営住宅について、何点かお尋ねがありました。

まず、滞納状況等の認識と今後の対応についてであります。

県営住宅家賃の滞納については、ここ10年ほど増額傾向が続いていたため、平成21年度から、収納を専門に行う職員の配置による県の体制の強化や債権改修のノウハウを持

つ民間事業者を活用した滞納者への電話連絡など、新たな対策を講じてきました。その結果、平成 22 年度決算では滞納額が前年度より約 8,000 万円減少し、これまでの増額傾向に一定の歯どめがかかったものの、いまだ 15 億円を超える累積滞納額があり、その圧縮に向けてさらなる取り組みが必要であります。

そこで、今後ともこれまでの取り組みを徹底するとともに、生活保護費を支給する市などが支給を受ける入居者にかわり直接県に住宅扶助費を家賃として納付する、いわゆる住宅扶助の代理納付制度をより一層活用するなど、新規滞納の発生防止に取り組み、滞納額の縮減に努めてまいります。

また、滞納世帯の中には、名義人の死亡時などに必要な承継手続を行わないまま、あるいは収入基準を超えたまま長く住み続けている不正入居世帯があり、滞納も長期化している事例があります。こうした世帯の中には、滞納額を分割して支払うなど滞納の解消に向けて努力している世帯がある一方、支払い能力がありながらたび重なる督促に応じない世帯もあることから、個々の事情をきめ細かく斟酌しながら対応していくことが必要と考えています。

一方で、悪質な不正入居や高額滞納は看過できない問題であり、県といたしましては厳正に対処することとし、強制執行による明け渡しなど法的な手段も講じながら、できる限り早期の退居を求めてまいります。

次に、住宅扶助の代理納付についてであります。

県ではこれまでも、県営住宅に入居する生活保護世帯について住宅扶助費を支給している各市に対して、代理納付制度の導入を働きかけてまいりました。その結果、横浜市においては既に市の福祉システムの改修を終え、平成 23 年 12 月分の家賃から実施することになっています。また、川崎市は平成 25 年 1 月に県営住宅の入居者の代理納付にも対応した新たな福祉システムの稼働を予定しており、現在、事務的な課題の検討や調整を進めています。

次に、横浜市、川崎市以外の市における状況ですが、現在、県営住宅が立地している 16 市のうち 4 市で実施されるにとどまっており、残る 12 市については、システムの改修に費用がかかるなどの理由により現時点では実施されておられません。

代理納付は、生活保護世帯の滞納の防止と居住の安定の確保につながる有効な制度でありますので、未実施の各市に対しては、今後ともその導入に向けて保健福祉局と県土整備局との連携のもと、さらなる働きかけをしてまいります。

答弁は、以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれ答弁をいただきました。

まず、滞納状況、不正入居については非常に重く受けとめているという趣旨の回答であったと思います。厳正に対処をするということでもありますので、滞納整理に向けて一

層取り組みをお願いしたいと思います。

あと、不正入居についてでございますけれども、適宜、個々の状況に応じてということでもありますけれども、この県営住宅、平均での倍率が10倍ということを考えましても、ぜひ公正・公平という観点から、この取り組みについてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

もっとも黒岩知事が就任される前からこの問題はあったわけでありますので、前知事の積み残し案件ということで非常に気の毒なことでもあろうかと思っておりますけれども、知事がよく言われるように、スピード感をもってぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

横浜市、川崎市、両市における代理納付についての実施であります。横浜市は今年12月から、そして川崎市についてはシステム改修が平成25年1月からということで、改修時期に合わせて代理納付の実施に向けて協議をしていきたいということでもあります。大きな前進であるというふうに思います。

川崎市の県営住宅における代理納付制度の実施については、私も川崎市の担当の方ともお話をさせていただきました。川崎市では、市営住宅については生活保護世帯の代理納付は既に実施済み。これは横浜市もそうだというふうに聞いておりますけれども、しっかりと、この目標年次までに代理納付制度が県営住宅においても確立されるように、働きかけをよろしくをお願いしたいと思います。

また、一般市町につきましても連携をとりながら実施に向けて働きかけをしていくということでもありますので、対応のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、2点再質問をいたします。

1点目といたしまして、川崎市においては最短で平成25年1月から代理納付制度に向けてシステムの改修が予定をされているということでもありますけれども、それまでの期間はどのように対応していくのか、そして、両市にこの代理納付制度が導入された場合、横浜市はもう既に導入ということでもありますけれども、どの程度の滞納金額の圧縮が図れるというふうに見込んでいるのか、その2点、お伺いしたいと思います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） その点については、局長から答弁させます。

〔県土整備局長（高村栄二）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 高村県土整備局長。

○県土整備局長（高村栄二） 再質問にお答えいたします。

まず、川崎市において代理納付を実施するまでの間の対応につきましては、県の職員による訪問指導や債権回収のノウハウを持つ民間事業者の活用など、これまでの取り組み

をより徹底することにより、滞納の早期解消を図るよう鋭意取り組んでまいります。

次に、横浜市、川崎市において代理納付が実施された場合の滞納金額の圧縮額につきましては、平成 22 年度決算をベースに申し上げますと、2 市合わせて年間約 3,000 万円の滞納を防止できることとなります。

答弁は以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれお答えをいただきました。

平成 25 年のシステム稼働までしっかり取り組みをするということで、それしかご答弁のしようがないのかもしれないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、両市合わせて約 3,000 万円の滞納額の圧縮ということでもありますので、これは大きな効果が見込めるということでもありますので、取り組みのほうについてもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

滞納について、他府県の状況を少し調べさせていただきましたが、収入率については、例えば東京都では 96.4%。平成 22 年度ベースですけれども。大阪府、92.8%、本県は 87.4%ということでもあります。また、過年度の収入率については本県は 16.8%、東京都は 41.3%。ですからこれは、1 年以上たちますと非常にお金を取ることが困難であるということが、この数字からも読み取れるかと思ひます。

また、先ほど厳正に対処ということもございましたが、不承継、不承認の未申請世帯、146 世帯ありますけれども、なんとこのうち 108 世帯で約 1 億 3,000 万円の滞納ということも数値としていただいておりますので、ぜひこうした点等もしっかり勘案をさせていただきますして、早期の取り組みを進めていただきたいと思います。

こちらの代理納付制度につきましては、生活保護の方にとってもやはり居住の安定ということで、私は非常に大きなメリットがあるのではないかなというふうに思ひますので、今、答弁、ある程度のお約束をしていただきましたので、その推移をしっかりと見させていただきますながら、また必要であれば取り上げさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の第 3 は、県政運営の基本的な諸課題についてであります。

平成 23 年 10 月 14 日、政策局長名にて平成 24 年度の予算編成方針が示されました。その中で、本県の平成 23 年度の財政状況については、歳入面では平成 22 年度の決算黒字による繰越金と地方交付税の増額交付により一定の財源が確保されたものの、県税収入については東日本大震災による影響などにより、現時点では当初予算の確保が大変難しい、こういうことでもあります。歳出面については、年度後半に向けて介護・措置・医療関係費

の増額が見込まれ、今後とも慎重な財政運営を行っていかねばならないとされております。

また、財源不足がおおむね 900 億円見込まれることも示されました。900 億円の内訳として、歳入 200 億円の減額—一般財源 100 億円、財政基金等が 100 億円ということであり、歳出 700 億円の増額につきましては、公債費 300 億円、介護・措置・医療関係費 300 億円、その他 100 億円ということになります。

そうしたことを踏まえまして、何点か伺いたいと思います。

まず、総合計画についてであります。

来年度からは、新たな総合計画に基づいて県政運営がなされることとなります。先般の他会派の代表におきましても、知事は実施計画について、今後 3 年間で優先的、重点的に取り組む政策について検討する、こうした趣旨の答弁をされていますが、新たな総合計画を着実に実行するためには、その裏づけとなる財源が確保されていなくてはなりません。そのため、今後の財政状況を見通し、万全な対策をとっていくことが必要不可欠と考えます。

そこで、知事に伺います。

まず、新たな総合計画を進めるに当たり、事業費をどのように見込んでいるのか伺います。

また、新たな総合計画については、これまで 2 年程度としていた実施計画の期間を 3 年とした理由についてもあわせて伺いたいと思います。

2 点目、財政見通しについてであります。

平成 21 年秋に中期財政見通しが示され、平成 22 年度から平成 26 年度までの財政見通しについて、財源不足額が 5 年間で 1 兆 400 億円生じるとされております。平成 22 年度、平成 23 年度については何とか収支不足を解消したとのことであります。しかし、平成 24 年度から平成 26 年度までの収支不足解消に向けた収支フレームは示されておられません。

そこで、知事に伺います。

平成 24 年度から平成 26 年度までの期間の収支不足をどのように解消していくのか、具体的に伺いたいと思います。

3 点目、行政改革についてであります。

本県においては、これまで厳しい財政状況の中で、県庁改革基本方針と、方針に基づく具体的な取り組みを示した改革戦略プランにより行政改革の取り組みが実施されてきました。この県庁改革基本方針の計画期間は平成 21 年度から平成 26 年度までとなっており、改革戦略プランについては平成 21 年度から 22 年度の 2 年間となっており、現在、平成 23 年度は、いわゆる空白期間であるというふうに私は認識をしております。

総合計画については、基本構想について必要な見直しを行うとともに、プロジェクト中心の新たな実施計画を策定する方針を打ち出しました。県庁改革基本方針は、既存の総合計画を着実に推進するためにつくられた方針と承知をしております。基本構想、実施計

画の変更にあわせて県庁改革基本方針もしかるべき見直しを講ずる必要があると考えるところであります。

そこで、知事に伺います。

これまでの県庁改革基本方針や改革戦略プランに基づく取り組みをどのように総括し、今後どのように展開しようとしているのか伺います。

また、新たな総合計画との関係についてどのように考えているのか、あわせて伺います。

よろしく申し上げます。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 県政運営の基本的な諸課題について何点かお尋ねがありました。

まず、総合計画の事業費についてであります。

新たな総合計画を着実に実行するためには、計画に盛り込んだ事業について、3年間の計画期間でどの程度の事業費が見込まれるのかあらかじめ把握した上で、しっかりとした財政見通しを持って取り組んでいくことが必要であります。そこで、東日本大震災や海外経済の混乱とともに、税制改正や社会保障制度改革の方向性も不透明な社会経済状況ではありますが、県は現在、検討を進めている中期財政見通しの中で、新たな総合計画に位置づける事業費についても検討しているところであります。

次に、実施計画の計画期間についてお尋ねがありました。

新たな実施計画の策定に当たっては、喫緊の課題への迅速な対応を図るため、骨子案の段階では計画期間を2年程度といたしました。これに対し、議会からは、スマートエネルギー構想の当面の目標設定や知事の任期などを踏まえ、3年間の計画期間を検討すべきとのご意見や、総合計画審議会からも、2年間では県の取り組みの成果が限られるため、少なくとも3年間とすべきとご指摘いただきました。こうしたご意見を踏まえながら改めて検討した結果、素案においては計画期間を3年に見直すこととしたところであります。

次に、平成24年度から平成26年度の収支不足の解消についてお尋ねがありました。

平成21年秋に示した平成26年までの中期財政見通しでは、平成22年度は1,250億円、23年度は2,050億円もの財源不足を見込んでおりました。こうした巨額の財源不足に対して、歳入面では地方交付税や臨時財政対策債の大幅増額、国の各種基金を活用することなどにより財源を確保する一方で、歳出面では人件費の抑制を初め施策・事業の徹底的な見直しにより選択と集中を図るなど、歳出全体の抑制に努めてまいりました。その結果、平成22年度、23年度とも何とか財源不足を解消できたところであります。

平成24年度以降の財政見通しについては、新たな総合計画の策定との関連もあり、また、今後の経済の動きを初め県財政に大きな影響のある税制改正や地方財政措置等の動向



を踏まえ、精査する必要がありますので、既に検討するように指示したところであります。

現在、平成 24 年度当初予算の編成作業中であり、まずはこの中で依命通知で示した 900 億円の財源不足への対応について具体的に検討を進め、平成 25 年度、26 年度の収支不足については、中期財政見通しを検討していく中で、歳入、歳出両面での対応を考えてまいります。

次に、行政改革についてお尋ねがありました。

本県では昭和 50 年代前半から行政改革に取り組んでおり、特に平成 9 年度以降は、職員数や組織数の削減など具体的な数値目標を設置して改革を推進してまいりました。特に平成 21 年度からは県庁改革基本方針や改革戦略プランに基づき、県庁改革として取り組みを着実に進めてきたところであります。

そうした改革の結果、平成 9 年度の知事部局の職員数 1 万 3,551 人を現時点では 7,731 人とほぼ半減し、職員 1 人当たりの平均給与年額も平成 15 年度比で約 100 万円マイナスとなっております。

また、県主導第三セクターの数についても、平成 9 年度の 40 法人を平成 23 年度当初までに 16 法人へと大幅に減少させるなど、一定の成果を上げてきたと認識しております。

今後はこれまでの取り組みの成果や課題についての検証を踏まえ、あらゆる行政運営における無駄を徹底的に排除するとともに、これまで構築してきた簡素で効率的な体制を生かし、課題解決力の高い組織づくりに取り組んでいきたいと考えております。

こうした取り組みを進めるため、今後、県庁改革基本方針の改定を行い、具体的な取り組みも示した新たな行政改革の指針を策定したいと考えております。

次に、新たな総合計画との関係についてであります。新たな行政改革の指針は、総合計画を着実に推進していくための県庁づくりを目指したものであります。したがって、総合計画と歩調を合わせて平成 24 年 3 月をめどに策定し、指針の期間も、総合計画の実施期間と合わせた 3 年間としたいと考えております。

今後、新たな指針のもと職員一丸となって取り組み、質の高い行政サービスを提供してまいります。

答弁は以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれ答弁をいただきました。

まず、平成 24 年度から平成 26 年度の期間の収支不足について、総合計画を示す中で、また、中期財政見通しをお示しする中で具体的に考えていきたいという趣旨のお答えだったというふうに思います。

また、県庁改革につきましても、新たなものをこの総合計画提出時に歩調を合わせてお示しをしたいということですので、この点についてはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

総合計画、実施計画についての事業費についての積算についてでありますけれども、今のご答弁では、この事業費について、財政収支の中期見通しと一緒に積算をするというようにお話だったのかなというふうに思いますけれども、ちょっとそちらのほうは後で確認をさせていただきたいなというふうに思います。

この収支見通し、そして平成21年度から26年度の収支不足についての対策について、私は当然のことながら、今、この総合計画とリンクしていろいろなものを検討していきたい、リンクするんだということでありましたので、この提出時期につきましてはいろいろ、税と社会保障の一体改革の国の動きなどもあろうかと思っておりますけれども、私は、平成24年度から25年度、26年度というスパンでこの実施計画を行っていくということですので、第1回定例会のときには総合計画と一緒に、この中期財政見通しについてもお出しただくのが一番適当な時期ではないかなというふうに思いますので、その提出時期、明示時期についてどのようにお考えなのか、1点伺いたいと思います。

また、もう1点ですけれども、この実施計画の事業費についての積算についてでありますけれども、これまでは、この具体的な事業費についての積算は示されてきていないわけであります。その前提として、中期財政見通し等の、いわゆる分母に当たる部分、こうしたところが見えない状況で個々の事業費を積み上げていて、それに意味があるのかというようなお考えだったのかもしれませんが、財政見通し、あるいは平成21年度から26年度までの収支不足対策等についての考えというものがまとまるのであれば、私は、この事業費について、総合計画を速やかに、そして着実に実施をしていくという観点から、事業費についての積み上げもあわせてお示しをいただくべきだというふうに思いますので、その2点について再度伺いたいと思います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） その点については、政策局長のほうから答弁させます。

〔政策局長（吉川伸治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 吉川政策局長。

○政策局長（吉川伸治） 最初にお尋ねの、まず、中期の財政見通しをお示しする時期でございますけれども、現在、どのような条件のもとで推計するかも含めまして検討を進めている状況でございます。

具体的には、歳入で言えば税収における各税目の伸び率などをどのように考えるか、また、歳出で言いますと、先ほど話もありましたけれども総合計画の事業費の規模、あるいは義務的な経費、この増をどのように見込むかなどを検討しているところでございます。

加えまして、地方財政に与える影響というのが大きい、例えば税制のあり方の問題、あるいは社会保障制度改革の問題、こうしたことも不透明でございますので、こうしたこ

ともきちっと把握しながら進めていく必要がある。したがいまして、中期財政見通しにつきましては、いつお示しするかということにつきまして今、申し上げることは非常に難しいというふうに考えてございますけれども、できるだけ早期にお示しするように努めていきたいというふうに考えてございます。

もう一つ、事業費の積算と申しますか、現在、総合計画でいろいろと検討しています事業費についての積算でございますけれども、これは現在、ご案内のとおり、予算調整とあわせまして総合計画の策定を行っている状況です。その中でいろいろと精査をさせていただいております。

そうした意味では両方、今、並行して進めてございますので、そうしたものを進めている状況で、先ほどお話ししましたように、中期財政見通しも平成 24 年度、こうしたことを見据えながら、当然その後の、ある意味では推計といったことも当然出てくるわけでございますので、そうした時期は同じにしながら、今、両方あわせて検討しているといった状況でございます。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれご答弁をいただきました。

時間が余りなくなってきましたが、今のお話では検討しているということでありますので、その事業費の積算については、そうした中期財政見通し等を勘案をして私たちにお示しをするということによろしいのでしょうか。再度お伺いしたいと思います。

以上です。

〔政策局長（吉川伸治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 吉川政策局長。

○政策局長（吉川伸治） そのとおりでございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 了解させていただきました。

ぜひ、本来でしたら明確な時期をぜひ示していただきたかったわけでありましてけれども、種々の、いろいろな諸条件等につきましては私も一定の理解をさせていただいておりますので、いろいろな条件はあるにせよ、やはり財源的な裏づけをしっかりと示していただく、このことがこの計画を着実に進める、この一つの大きな要素でもあろうかと思っておりますので、取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の第 4 は、大都市制度についてであります。

昨今、大都市制度についての議論が進められております。横浜市と川崎市は県域からの独立を表明し、他の政令指定都市とも連携し、来年秋ごろには国へ提言を行うとされております。仮に本県から両市が独立とするならば、本県の財政運営等についても大きな影響が生じるというふうに思います。

政令指定都市は、暫定的な措置として施行され、制度創設以来、約 50 年以上も見直しが行われていません。そのため、指定都市はさまざまな都市的課題の解決や大都市特有の行政需要への対応を迅速、的確、柔軟に行うことができなくなっており、加えて、大都市に見合った財政措置がなされていないとの指摘がされております。

本県においても、県と政令指定都市との役割分担をより詳細に精査をし、二重行政の排除を進め、行政のスリム化をすることがより求められてきていると考えます。また、環境問題などのより広域的な課題に対して、県域を越えた連携も必要であると考えます。

都道府県と政令指定都市の問題を考えるに当たり、一つのモデルケースとして、大阪府と大阪市のあり方について、先般、一定の判断が大阪府民、市民より示されました。知事は議会答弁におきまして、大阪の動向を注意深く見守っていきたい、こうした発言をされておりましたし、ある種のモデルケースというようなことも言われていたというふうに記憶をしております。

そこで、知事に伺います。

今回の大阪府知事の選挙における府民、市民の判断の結果をどのように受けとめているのか伺います。

また、政令指定都市を 3 市抱える本県にとって、それぞれの自治体の役割をどのように整理し、かつ横浜市、川崎市が目指す県域からの独立に対してどのような所見をお持ちなのか伺います。

教育行政の政令指定都市への移譲について、教育長に伺います。

現在、本県が担っている教育行政の権限等を政令指定都市に移譲することについて、課題も含めてどのように考えているのか、教育長に見解を伺います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 大都市制度についてお尋ねをいただきました。

まず、今回の大阪府、大阪市の選挙結果の受けとめ方についてであります。

私が一番評価したいと思ったことは、投票率の高さであります。市長選挙では前回より 17 ポイントも高く、また、知事選挙でも約 4 ポイント高くなっており、府民、市民の皆さんの関心を集めたということは非常によかったと思っております。

また、私は、地域のことは地域で決めるという地域主権を進めるべきと考えております。そういう意味で、今回の選挙は、大阪を変えようとする皆さんの気持ちが、大阪都構

想を掲げる候補者への票として示されたものと受けとめ、評価したいと考えております。

次に、本県にとってのそれぞれの自治体の役割の整理と、横浜市、川崎市が目指す県域からの独立に対するお尋ねについてであります。

本県は従来から、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村ができる限り担い、高度な医療や広域的防災対策など基礎自治体が担うことが難しい事務、広域にわたる事務は広域自治体である県が担うことを基本的な考え方として取り組んでおります。

こうした考え方は、県と同等の権限を一部有する政令指定都市においても、基礎自治体という面では同様であり、引き続き、政令指定都市を含めた市町村の行政機能の充実強化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、政令指定都市が県と同じ権限を持って独立することについては、1人の首長に権限がこれまで以上に集中するなどの弊害が生じるのではないかという議論や、住民自治の面から、大規模な基礎自治体は住民との距離が離れてしまい、その機能を果たせないのではないかという議論もあります。

現在、横浜市は、政令指定都市7市による共同研究や有識者による研究会を設置し、さまざまな議論に対して制度的な検討を行っていることと承知しており、こうした研究を進めることは、地域主権を考える上で大変意義のあることであります。ただ、私自身、政令指定都市に住む県民から選ばれた知事でもありますので、そうした研究に関心を持って見ていきたいと考えております。

答弁は以上です。

[教育長（藤井良一）発言の許可を求む]

○副議長（藤井深介） 藤井教育長。

○教育長（藤井良一） 教育関係について、お答えをいたします。

本県が担っている教育行政の権限等の政令指定都市への移譲について、お尋ねがございました。

現在、県が担っている教育行政は、小中学校の教職員の任命や給与負担、高等学校や特別支援学校、図書館の設置などがございます。こうした中で、政令市は小中学校の教職員の任命権や給与決定権などの権限を有しており、任命権者と給与負担者が異なる、いわゆるねじれの状態となっております。県教育委員会といたしましては、小中学校に関する教職員の給与負担や定数の設定権限などにつきましては、より住民に身近な政令市に一元化し、自主的、主体的な教育行政が展開されることが望ましいと考えております。

こうした課題の解消に向けて、政令指定都市に係る県費負担教職員制度などの見直しを求める意見書を県議会において国に提出していただいたところでございますが、これまで全国知事会を通じて、また、県と政令市の教育委員会が一体となって国へ要望してきたところでございます。

一方、県立の高等学校や特別支援学校、図書館といった県内全域を対象とする施設については、県と市町村との役割分担を踏まえ、今後も政令市を初め市町村と連携、協力し、

県としての役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれお答えをいただきました。

大都市制度について、大阪府、大阪市の選挙についての見解でありますけれども、投票率が上がってよかったというようなお答えがありました。そういう面では、非常に注目をされた選挙であったというふうに思います。

また、県と政令指定都市の関係、横浜市、川崎市が独立することに対する見解も伺ったわけでございますけれども、基本的には従来どおりの知事のお考えということであります。

マスコミ等の報道によりますと、都構想については論外というようなご発言もされてきたかというふうに思います。今、横浜市で、7市でこの共同研究をしていることについて、その推移を見守っていく、こうしたスタンスということでもありますけれども、それはそれで私は結構なことではないかなというふうに思っております。

ただ、今回の大阪都構想ということに対しまして、やはり政令市と都道府県のあり方をどうするんだと。これはさまざま地域によっていろいろな温度差が、あるいは考え方があろうかと思っておりますので、大阪は今、申しあげました都構想というふうな動きもあろうかと思っております。それぞれの都道府県によって、私は、これから、2月から地方制度調査会も開催されてきますので、ぜひそうしたところで神奈川県の見解というもの聞かれる機会もあろうかと思っておりますので、庁内的な、部局横断的な検討会を設置をして、情報共有を図るべきではないかというふうに考えますので、横断的な庁内検討会を設置することについて、知事の所見を伺いたいと思っております。

また、県からこの両市が独立した場合、どのような影響を具体的に受けるというふうに想定をしているのか、その2点、知事に伺いたいと思っております。

そして、教育長についてでありますけれども、今、財源の問題というふうなお話もございました。この財源移譲するについてはどのぐらいの財源を見込んでいるのか、そして、この社会教育施設の管理・運営についてどのように役割分担をしていこうというふうに考えているのか、その2点、伺いたいと思っております。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 地方自治のあり方についてでありますけれども、橋下新大阪市長が当選されて、これで大阪府と大阪市の100年戦争が終わった、という会見をされました。それを聞いていて、あ、これは神奈川県と全く違う話だなと思えました。それは横浜の林

市長も同じ認識であったということでもあります。

神奈川県と横浜市、神奈川県と川崎市、それが戦争というような状態は、私は全くないと認識しております。極めていい形の役割分担、そしていい連携プレーができ上がっていると思っております。

現に、この10月、11月に私もアメリカ・メリーランド、そしてマレーシアのペナン州、トップセールスに行ってみましたが、私が力強く訴えているのは、横浜市はこんなにすばらしいぞ、川崎市はこんなにすごいんだぞ、ということ力を説きつけているということでありまして、そういうお互いの役割分担が非常にうまくいっているという状況の中では、では、独立するということのリアリティは一体どこにあるんでしょうかということですね。

研究されることは十分大事なことだと思いますが、リアリティという中で、私は、一番大事なことは、やはり住民の皆さんがその気になるということだと思います。つまり、今の横浜市民の皆さんが神奈川県から独立したいと、神奈川県であることが横浜市民にとってはもうたまらなく嫌だ、早くやめてほしいという気持ちが横浜市民の間に本当に盛り上がり、その気になるということがあるならば、それは現実問題として我々は考えなければいけない、向き合わなければいけないと思いますけれども、私の見る限り、そういうことはないのではないかなと思っておりますので、今のままで、できるだけいい連携プレーをとりながら、それが神奈川モデルなんだということを目指していきたくて考えております。

そういうことでもありますから、今、突然庁内に検討会を設置して検討を始めるということは全く考えておりません。

県から独立した場合の影響をどのように考えているかということでもありますけれども、そういうことの影響すらも、別に今、とりあえずは考えておりません。

以上です。

〔教育長（藤井良一）発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 藤井教育長。

○教育長（藤井良一） 教育関係について、2点お尋ねがございました。

どの程度の財源を見込んでいるのかといったようなことが1点目でございます。

県費負担教職員の人件費が一番大きいんでございますけれども、県費負担教職員の人件費総額のうち3政令市に係る額、平成23年度当初予算ベースで申し上げますと、小中学校、特別支援学校で約2,300億円と考えてございます。

それからもう1点、社会教育施設の関係、こういった役割分担を担っていくのか、こういったお尋ねがございました。

図書館の例でお話をさせていただきますが、市立の図書館は一般に、児童図書とか文芸書など生活に身近な図書、こうしたものを収集、住民のニーズにこたえております。一方、県立の図書館は直接図書を貸し出すことに加えまして、専門的な図書を収集、提供す

ることで市町村立図書館の支援を行っている。また、県立の図書館では市町村立図書館の職員を対象とした研修を行うとともに、県内の公立図書館とか、それから一部、大学図書館など 113 の施設で所蔵する図書を相互に貸し出しをするといったような、神奈川県図書館情報ネットワークシステム、K L - N E T と呼んでおりますけれども、こうしたシステムを構築しております、平成 22 年度は年間で 12 万冊の貸し出しを行っている、こういったような連携、協働を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（藤井深介） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれお答えをいただきました。

検討会につきましては、知事と私との認識は大いに違うということがわかりました。

非常に連携がとれていい形だというふうなお話でした、川崎、横浜の両市と。私は、これは非常によろしいことではないかというふうに思います。ただ、一方で横浜、川崎両市の市長は、この研究会の中でも、あるいはマスコミ等に対しましても、県域から独立をするということを高らかにおっしゃられているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、大都市制度についての検討会も年明けから始まっていくということでもあります。

ですから私も、このまま独立することに対しまして、県としていろいろな情報収集をして、地方制度調査会等についても、やはり意見を求められることもあろうかと思えますし、何といたっても、この神奈川県、905 万人の県民の方がいらっしゃるということで、3 政令市を抱えている自治体ということもありますので、やはり政令市を抱える都道府県も非常に注目をしているかと思えます。ですから私は、場合によっては、そうした政令指定都市を抱える道府県とも連携をとるということも一つのアイデアではないかなというふうに思いますので、私は、広く庁内で情報を共有するという意味におきまして、この庁内検討会をぜひとも立ち上げるべきだということを申し上げまして、時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。